

長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託 仕 様 書

1 事業の目的

長良川流域4市（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）では、長良川流域観光推進協議会を組織し、流域ならではの自然、伝統文化を生かして、流域を1つのエリアととらえた周遊・滞在型の観光地域づくりを目指し、誘客プロモーションに取り組んでいる。

長良川流域は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」、世界かんがい施設遺産「曾代用水」、ユネスコ無形文化遺産「本美濃紙」、「郡上踊り」「寒(かの)水(みず)の掛踊」、1300年の歴史を誇る「長良川鵜飼い」や関の刃物に代表される「匠の技」など、世界に誇る観光資源が豊富なエリアである。また、2021年に持続可能な観光地100選に選ばれ、サステイナブルな魅力あふれる地としても注目を得ているところ。

このような豊富なコンテンツを有するものの、点としての魅力が面として捉えられておらず、長良川の恵みという同じストーリーを持つ流域の一体的なブランディングや、統一コンセプトによるプロモーション・セールス不足という課題を有している。

このような課題を解決すべく、令和6年度には、「長良川流域ブランディング戦略（以下、ブランディング戦略）」（※1）を策定し、流域を1つのエリアととらえた統一コンセプトや誘客ターゲットを示し、協議会として目指す方向性を明確にしたところ。

本事業では、このブランディング戦略に基づき、欧米豪のうち特に米国の個人旅行客をメインターゲットとし、必要に応じその他の国をサブターゲットにおきつつ、ブランディング戦略のブラッシュアップ（※2）を行うとともに、流域を1つのエリアととらえた誘客プロモーションを実施する。

※1 詳細は別添参照。

※2 ブランディング戦略 P34～P40「戦略方針の決定」及び P41～P48「ディステーションコンセプトの決定」についてネイティブ目線を加えて内容を精査する。そのうえで、タグライン・キャッチフレーズを確定、広域観光モデルルートの策定をし、長良川流域の持つ魅力をより印象的に発信するためのアイキャッチ（ロゴ）作成することをいう。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務内容

（1）ターゲットの設定

ブランディング戦略に基づき、欧米豪のうち特に米国の個人旅行客をメインターゲットとすること。なお、委託費の上限額の範囲内で欧米豪のうち米国以外の国をサブタ

ターゲットに設定することで事業をより効果的に実施することも可能とする。サブターゲットを設定する場合は、その設定した根拠とともに提案すること。

(2) ブランディング戦略のブラッシュアップ

米国人（又はサブターゲットとして設定した国）ネイティブで、かつブランディング戦略のブラッシュアップに携わるのに適当な人物を招いた流域内ファムトリップを行い、戦略の内容や方向性にネイティブ目線で違和感や修正すべき点などが無いかを確認するとともに、ブランディング戦略 P42～P43 に 3 案記載されているタグライン・キャッチフレーズを参考としてブラッシュアップし、確定させる。また、ブランディングに沿ったモデルルート及びアイキャッチ（ロゴ）を作成する。

① ブランディング戦略ブラッシュアップのためのファムトリップの企画・実施

ブランディング戦略について、ターゲットのネイティブ目線で内容のブラッシュアップを図ることを目的とする。ブランディング戦略に基づいて、欧米豪のうち特に米国の個人旅行客をメインターゲットとし、ブランディング戦略のブラッシュアップのために適切なフィードバックを提供できると見込まれるクリエイター、インフルエンサー等を選定し招聘する。

ア) 業務内容：以下招聘に係る一切の企画・実施業務を行うこと。

期間：流域の観光資源を把握するに十分な期間（2泊3日以上）

時期：シーズンを分けて合計2回以上

人数：1名の意見に偏らないよう、2名以上（候補者を4名程度提案し、発注者と協議のうえ招聘者を決定する。）

※1回のファムトリップに2名以上参加する必要は無い。

人物：クリエイター、インフルエンサー等（ランドオペレーター、メディア等も選定可。）在日・在外の別は問わないが、以下条件に合致するものとする。

- ・米国人（又はサブターゲットとして設定した国）ネイティブであること。ただし、米国人は必ず1名以上招聘することとする。
- ・過去にファムトリップに招待され参加した実績があること。
- ・以下②③の制作に係り効果的なフィードバックを行い、ブランディング戦略ブラッシュアップに積極的に参画できること。

行程：ブランディング戦略のブラッシュアップ及び流域の一体的なPRに繋がる行程を設計し、発注者と協議のうえ確定すること。

②アイキャッチ（ロゴ）の作成及びタグライン、キャッチフレーズのブラッシュアップ

①の招聘結果を踏まえ、ブランディング戦略のコンセプト・タグラインのブラッシ

ュアップを行う。また、アイキャッチ（ロゴ）を新しく作成する。

③ファムトリップの結果レポートの作成

①のファムトリップをブランディング戦略のブラッシュアップへどう生かしたか、レポートとして作成し、提出すること。

具体的に、令和6年度ブランディング戦略から今回のファムトリップを経て、どうブラッシュアップさせたか明確にすること。

また、必要に応じ、旅行関係統計データの最新の数字の反映や、追加調査の実施等により、ブランディング戦略の根拠を補完すること。

④モデルルートの策定

①の招聘結果を踏まえ、長良川流域の周遊観光を促進させるため、名古屋、北陸間を縦断する長良川流域のテーマ性のあるルートを、ターゲットに効果的に訴求できる分かりやすく魅力的なルート名とともに作成する。ルート作成時には、ターゲットが魅力的に感じるテーマを設定し、それに沿った形で長良川流域観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り各地域公平な視点で作成すること。

ア) 業務内容：モデルルート及びルート名称 2種類以上（季節に応じた内容とする）を作成

（候補ルート、ルート名称を複数案提示し、発注者と協議して確定すること）

（3）長良川流域のプロモーション

「（2）ブランディング戦略のブラッシュアップ」と連動し、戦略に基づいたプロモーション事業を実施する。

① SNSを活用した情報発信

ブランディング戦略に基づいて、米国をメインターゲット、サブターゲットを設定した場合は当該国をサブターゲットとして、SNSを活用した情報発信を実施する。特に、写真や動画などのビジュアル面からターゲットユーザーの長良川流域への興味関心を刺激するものとなる情報発信を行う。また、併せて今後のプロモーションで活用可能な写真や動画などの、宣材素材の収集を行う。

ア) 業務内容

- ・ターゲット国・地域に向けた観光誘客プロモーションに最も効果的なSNSを選定する。なお選定の際には、そのSNSを選定した理由を具体的に提示して提案すること。

- ・選定したSNSを利用した発信方針の企画・提案

※①新規アカウントの作成、②SNS発信者（ネイティブ）の招聘、③広告

の展開の3点を必ず掛け合わせ、委託費の上限額の範囲内で最も効果が見込めると思われる方法を企画・提案すること。なお、発信に利用した写真、動画などは協議会構成員がその他プロモーションに利用可能な状態（著作権処理、利用許諾取付等）で協議会へ納品すること。ただし、発信力が著しく高いSNS発信者を活用した場合等、発信素材の利用許諾の取り付けが困難な場合はこの限りではない。その場合は、写真・動画素材の収集をどのように行う方針が明確にすること。

※長良川流域の新規SNSアカウントは遅くとも12月までには立ち上げ、発信を開始すること。

・発信内容の企画・実施

※内容については、受託者側でターゲットへのPR効果が高いと見込まれるものを企画・提案し、発注者と十分協議のうえ決定すること。

※発信の際には、令和6年度に作成した英語の長良川流域に係るLP (<https://visitgifu.com/nagaragawa/>) への流入を図ること。3,000PV/月平均を目標とするが、達成できない場合は次に繋げるための提案を含めたその検証結果を報告すること。

※投稿の作成、翻訳、校正についてはネイティブ又はネイティブと同等の言語作成能力を有する者が行うこと。特に、校正については、文法や語法を中心としたチェックに留まらず、英語が母国語である地域における文化的側面や実生活における言い回しなども考慮した校正を実施すること。なお、英語を母国語としない人が情報収集する可能性も考慮し、一般に分かりやすく馴染みのある文体とすること（機械翻訳は不可）。

※発信にあたっては、著作権・肖像権等の所在に十分に留意し、使用する写真・動画に映る施設・被写体には、必要に応じてSNSでの発信内容について物件等の許諾を得ること。

※SNS発信者の招聘は、対象国の法律・慣習などを確認のうえ、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。また、特に在日のSNS発信者を活用する場合については、「旅行者目線」を意識した発信が可能な者を選定すること。

※長良川流域観光全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で投稿内容を選定すること。

・発信する写真素材等（動画も含む）を協議会へ納品すること。

※発信力が著しく高いSNS発信者を活用した場合等、発信素材の利用許諾の取り付けが困難な場合はこの限りではない。

※「ネイティブ目線でターゲットに刺さる素材」を念頭に撮影を行うこと。

・発信結果の効果測定、分析、改善提案を行うこと。各投稿のリアクション等

やLPページ (<https://visitgifu.com/nagaragawa/>) へ流入者数について月ごとに集計、分析及び必要に応じて改善方針の提案を行い、月次報告書として事務局へデータ（ワード・パワポ等任意）で提出すること。また、業務終了後には最終レポートを同様に提出すること。

②海外旅行会社向け商談用プレゼン資料の作成

ブランディング戦略に基づいたターゲット層、コンセプト等を参考に、流域の一体的かつ魅力的な商談ができるように作成すること。基本構成は以下のとおりとし、事務局と相談のうえ掲載内容を確定させること。なお、作成に必要な写真素材等は協議会から一部提供するが（昨年度、海外諸侯会社向け商談会で仕様したマイクロソフトパワーポイント資料も提供する）、可能な限りネイティブ目線でターゲットに訴求力のある新しく撮影した写真を活用したいため、原則として（１）及び（２）①の業務において受託者側にて新しく撮影した写真を活用すること。

また、資料の作成言語は英語とし、ネイティブ目線で作成し、必ずネイティブチェックを受けること。

ア）形式：マイクロソフトパワーポイント（データ）にて提出

イ）基本構成：・表紙

- ・長良川流域全体の紹介、アクセス
- ・モデルルート
- ・観光コンテンツ（テーマ別：歴史・文化、アウトドア、食など）

4 補足事項

- ・ファムトリップ、SNSを活用した情報発信にかかる手配は全て受託者が行い、それに要する費用（移動手段（公共交通機関及び専用車）、宿泊施設、行程中のすべての食事、取材にかかる観光施設への入場・体験等）は本事業費に含めること。
- ・本業務を実施するうえで撮影した映像・写真等は、肖像権等各種権利処理を行った上で、業務完了後、長良川流域観光推進協議会に納品すること。納品された写真等の著作物の権利は長良川流域観光推進協議会に帰属するものとする。
- ・本仕様書に記載の内容は最低限実施していただきたい取組について明記したものであるため、委託金額の実施可能な範囲内でその他必要と思われる効果的な取組の提案を妨げるものではない。
- ・業務の実施にあたっては、詳細を発注者と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に協議会事務局に報告すること。また、定期的に協議会構成員との意見交換会の場を設けること（オンライン・オフラインの別は問わない）。

5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) ブランディング戦略のブラッシュアップに向けたファムトリップ結果のレポート
(A4カラー)
- (2) アイキャッチ(ロゴ)、タグライン、キャッチフレーズ
※デザイン含め、1枚(A4)にまとめた形でデータ納品
- (3) モデルルート、ルート名(2種類以上:任意様式)
- (4) SNS発信結果の分析レポート(A4カラー)(月次及び最終)
- (5) 海外旅行会社向け商談用プレゼン資料(A4カラー・パワポ)
- (6) 業務を通じて新たに撮影・収集した写真素材等(動画含む)のデーター式
- (7) 業務報告書

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10都市岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たっては、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合においても、受託者はその者に対し、取得情報を秘匿させなければならない。

(6) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

7 著作権の譲渡等

本業務による版權及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、別記 3「著作権等取扱特記事項」による。

8 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない場合は、県に履行期間の延長を請求することができる。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

10 その他

本仕様書に定めなき事項、または業務上疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により業務を進めるものとする。

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。

責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方に

よる個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 細々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、

当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第 15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

(別記2)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令

及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用权が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（1）第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

（2）本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

（3）発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

（4）発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。

（5）管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

（6）管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明す

るため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

（納品物のセキュリティ）

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

（体制報告書）

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（実施報告書）

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

長良川流域観光推進協議会 会長 葛西信三 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 16 条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
1. メール誤送信システムの導入の有無について	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要	
3. システム的対策	
(1) リスク低減のための措置	
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	☐
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	☐
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	☐
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい	
① サーバ等における各種ログを確認している。	☐
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	☐
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復	

	データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
	① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
(2) 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

長良川流域観光推進協議会 会長 葛西信三 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 17 条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

☐ 情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）

(別記3)

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、長良川流域観光推進協議会又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に長良川流域観光推進協議会に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に長良川流域観光推進協議会に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 イラスト
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、長良川流域観光推進協議会に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場

合には、著作権者人格権を行使しないものとする。

- 2 長良川流域観光推進協議会は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、長良川流域観光推進協議会に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、長良川流域観光推進協議会に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（CD-R 等）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に長良川流域観光推進協議会に移転する